

木材産業の新技术導入，新製品開発を支援

事業のねらい

住宅工法の多様化や施工の合理化，あるいは住宅建築コストの低減への要請の高まりなど，住宅建築をめぐる環境が様変わりしてくるなど，木材資源に対する需要者ニーズも大きく変化してきています。また，本道の森林資源は，天然林材の質的，量的の低下の一方で，人工林資源が充実してきており，資源の状況も変化しています。

このような中で，今後，海外製品や非木質資材に対する競争力を強化するとともに，道産材の有効利用を図り，林業，木材産業を活性化させていくためには，木材産業界の技術力を強化することは不可欠です。

このため北海道では，平成9年度から木材産業の技術力の強化策として「木材産業技術高度化促進事業」を実施します。この事業は，林産試験場が開発した技術の実用化を図り，新しい製品の開発に取り組む企業を支援するものです。

事業の内容

木材関連事業体にとって，新しい技術の導入や新しい製品分野への進出は，その技術や製品の市場での評価が明きらかではなく，それらに取り組むには，大きなリスクを伴います。

このため，本事業では，林産試験場を中心にした技術的な支援を行うとともに，製品の市場での評価を確認するためのマーケット活動に対しても支援することにより，道内の木材関連事業体が行う新技术の導入や新分野への進出を容易にしようとするものです。

具体的な内容は，次のとおりです。

- (1) 事業名：木材産業技術高度化促進事業
- (2) 対象：木材関連事業体，森林組合，森林組合連合会およびそれらを中心にする企業グループ
- (3) 主な事業：林産試験場の開発した技術を企業化するために必要な主な取り組みは，次のものなどがあります。

技術の実証
開発技術の実証試験
機械装置の開発
デザイン開発
製品の設計・試作

テストマーケット活動
製品の市場性調査
ユーザーの反応調査（展示会の開催，広告活動等）
製品の性能評価
など

- (4) 事業期間：1テーマ，2年間
- (5) 補助率：事業費の1/2以内
- (6) 1テーマ当たり標準事業費：1年目；15,000千円
2年目；7,000千円



道内に事業所を有する木材関連事業体であれば活用できる制度ですので，おおいに活用してください。

問い合わせ先：北海道林務部林産振興課企画調整係 TEL 011-234-4111（内線 31-313）

または，各支庁林務課林産係へ

（道林務部林産振興課企画調整係）